

Ⅱ 保安責任の所在について【論点2】

1. 論点

前述のとおり、一定の要件を満たす大口需要家等が技術基準適合維持義務を担うこととした場合でも、当該大口需要家等が所有又は占有するガス工作物に係る保安業務はガス事業者が担うこととして、ガス事業者のうち新ガス導管事業者[※]又は新ガス小売事業者のいずれが保安業務の担い手となるか検討する必要がある。その上で、保安業務に関して法令上の主語となる「保安責任」について、いずれの事業者に課すこととするかを検討する。

※ 本資料における「新ガス導管事業者」とは、内管に直接に接続する供給管を維持し、及び運用する者を想定している。

なお、大口需要家等以外の需要家（小口需要家）については、技術基準適合維持義務は引き続きガス事業者が担うところ、前回のガス安全小委員会においては、緊急保安及び内管漏えい検査については新ガス導管事業者が、消費機器調査・周知については新ガス小売事業者が業務の担い手となる方向で整理されたところ。これについても、保安業務に関して法令上の主語となる「保安責任」を検討する。

2. 小口需要家における保安責任の所在の検討

(1) 保安業務の担い手

小口需要家に係る緊急保安、内管の漏えい検査、消費機器の調査・周知については、以下のように整理した。

すなわち、ガス漏えい等における緊急保安については、24時間体制の通報受付や、緊急出動部隊の整備が必要であり、また、高度な専門性にに基づき現場の状況に応じた迅速な判断と対応が求められる。集合住宅や一般住宅地、繁華街などガスの使用者が混在するエリアでは、本支管と内管とで同一の事業者が緊急保安を実施する必要もあり、新ガス導管事業者が行うことが適当である。

内管の漏えい検査については、内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で実施することが有効であり、また、ガス漏れが判明した際にスムーズに緊急時対応を行うためには緊急保安と漏えい検査を一体として実施することが有効であること、集合住宅の共用部分の検査は、各戸が別々のガス事業者を選択しても、同一の事業者が担う方がもれなく効率的に実施できること等の理由から、新ガス導管事業者が行うことが適当である。

消費機器の調査・周知については、これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、安全型機器への取り替えの促進、消費機器に関する問合せへの対応等の作業を通じて保安の維持・向上に努めてきたところ、このような活動を継続していくためには、ガスを販売する新ガス小売事業者が消費機器の調査を実施することが効果的である。また、ガスを販売する上で、少なくとも開栓時においては需要家の消費機器を把握することが一般的であるため、消費機器の調査は新ガス小売事業者が行う方が効率的であること、消費機器調査を新ガス小売事業者が担うことにより、ガスの保安に関する協働に資

すること、消費機器調査等を通じて需要家の消費機器情報を把握し、需要家に直接接する機会の多い事業者が、ガスの使用上の注意事項等の周知を行うことが保安上有効である。以上のことから、消費機器の調査・周知は新ガス小売事業者が行うことが適当である。

(2) 保安責任の所在

保安業務の担い手について以上のような整理を行ったが、保安責任について、保安業務の担い手と別の者に課すほどの事情等はあるか。仮に特段の事情がなければ、保安責任の所在についても、以下のような整理としてはどうか。

緊急保安：新ガス導管事業者

内管の漏えい検査：新ガス導管事業者

消費機器の調査・周知：新ガス小売事業者

3. 大口需要家等における保安責任の所在の検討

(1) 保安業務の担い手

① 緊急保安

新ガス導管事業者とは、「許可を受けた区域において、自らが維持、運用する導管によりガスの輸送や託送供給を行う事業」を営む者として検討されており、経済産業大臣の許可を要し、実質的な地域独占により導管網を整備する公益性の高い事業者である。導管網整備の関係上、ガス工作物の専門知識を有し、また、導管網に係る緊急保安部隊を擁し、十分な知識経験を有していることが想定される。小口需要家に係る緊急保安も新ガス導管事業者が担うことと整理されたところ。

また、需要家規模に関わらず、面的に一体として緊急保安業務を担う方が、新ガス小売事業者ごとの緊急保安部隊整備やガス漏えい現場における混乱防止の観点から社会的にも効率的かつ保安の維持に資するものと考えられる。

現在、大口ガス供給は大口ガス事業者等が保安業務を担っており、過去 10 年間に於いて大口ガス事業者等による事故が発生していないことを踏まえるべきとの考え方もあるが、上記の観点から緊急保安の担い手は、原則として新ガス導管事業者とすることが適当ではないか。

なお、特に大口需要家等については、4. のように新ガス小売事業者も一定の役割と責務を果たすことが必要ではないか。

② 内管の漏えい検査

緊急保安の適切な遂行には内管の設置状況の把握が不可欠であることから、緊急保安と内管の保安を一体として実施することが有効であり、大口需要家等の緊急保安は新ガス導管事業者が担うのが適当であるとするならば、大口需要家等に係る内管の漏えい検査については、原則として新ガス導管事業者が担うのが適当ではないか。

なお、小口に係る内管の漏えい検査については新ガス導管事業者が適当としている。また、現行制度から移行することで、需要家の混乱や保安業務の実施に支障を来さな

いよう、現行の保安体制等を効率的かつ柔軟に運用することなどにより、保安水準を維持・向上させていく必要があるのではないか。

③ 消費機器の調査・周知

消費機器の調査・周知については、小売契約を需要家と締結することで需要家と接点がある新ガス小売事業者が担う方が、円滑な調査、情報提供が実施できるのではないか。また、既存ガス事業者がガスを販売する立場から行ってきた、新しい機器の提案や機器に関する問い合わせへの対応等の作業を通じて、保安の維持・向上が図られてきた。このような活動を継続していくためには、原則として、これまでと同様にガスを販売する事業者、すなわち新ガス小売事業者が、消費機器の調査・周知を実施することが適当ではないか。なお、小口に係る消費機器の調査・周知については、新ガス小売事業者が適当としている。

(2) 保安責任の所在

保安業務の担い手について、以上のような整理を行うとした場合、保安責任について、保安業務の担い手と別の者に課すほどの事情等はあるか。(3)のような特段の事情がある場合を除き、保安責任の所在についても、以下のような整理としてはどうか。

緊急保安：新ガス導管事業者

内管の漏えい検査：新ガス導管事業者

消費機器の調査・周知：新ガス小売事業者

なお、これまでの自由化範囲の下での保安業務は、ガスを供給している事業者が創意工夫をしながら実施してきたが、今後、新ガス導管事業者が担うことになっても、保安レベルの維持・向上の観点から、保安に係る適切な費用を確実に回収できる方法を措置することが必要ではないか（小口も同様）。

(3) 大口需要家等が自ら又は委託する形で保安業務を行うことについて

大口需要家等の中には、緊急保安や内管漏えい検査、消費機器調査等の保安業務について自ら実施又は委託を組み合わせる独自の保安体制を構築できる者も存在。維持義務を大口需要家等が担うこととするならば、一定の条件を満たす大口需要家等の保安業務については、ガス事業者ではなく、大口需要家等自ら又は委託して行うことができることとしてはどうか。

一定の条件としては、例えば、一定規模以上のガス契約量があること、需要家立地の独立性（新ガス導管事業者の面的一体的な保安体制との混乱を生じないこと）のほか、自ら又は委託先において所要の技術者・機器を確保し独自の保安体制を構築していることについて公的な確認を要することとしてはどうか。

4. 新ガス導管事業者・新ガス小売事業者の関係について

新ガス導管事業者・新ガス小売事業者の関係の検討に当たっては、自由化範囲の拡大に

伴う制度の変更により、新規参入者の増加、供給者変更の増加等が予測される中で、保安レベル（特に需要家保安）の維持・向上、ひいては安全高度化目標の達成を目指すことが重要である。

ガスシステム改革後のガス小売契約は需要家と新ガス小売事業者の間で締結されるため、需要家と新ガス導管事業者は基本的に営業・契約関係を持たず、日常的な接触がない。

また、消費機器の調査を新ガス小売事業者が担うとすれば、新ガス導管事業者は消費機器の情報を得る機会がない。

特に大口需要家等については、ガスの使用条件も様々であり、内管や消費機器の特殊・個別性が高い需要家もいることから、緊急保安における需要家の状況に応じたきめ細かな対応には小口以上に需要家情報の把握等が必要であり、これがなければ新ガス導管事業者による緊急時対応は、ガス遮断装置の閉止による供給停止措置にとどまる可能性があり、結果的として需要家の便益が損なわれることも考えられる。

したがって、例えば新ガス小売事業者が需要家のガス使用実態や消費機器の情報等を新ガス導管事業者に提供することや、新ガス導管事業者との緊急連絡体制（適切に対応できる体制等）の確立、緊急時対応において生じる需要家の損害への対応等、各々の役割と責務を明確にしつつ、費用回収の方法も含め、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者による緊密な連携・協力の仕組みの構築及びその適切な運用が必要ではないか。

以上